

令和5年3月23日

協同組合山梨県流通センター
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

当組合貸会議室・展示場使用における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを次のとおり策定する。これにより当組合は新型コロナウイルス感染拡大の防止措置を行う。

【3密の回避】

①換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・定期的な換気を行い30分に1回、5分程度、2方向の窓とドアを全開するなどの方法で必要換気量を確保するよう利用者に周知する。

②施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・会場入口で入場者の制限（1人最低3㎡の対人距離を確保）等を行い管理することを利用者に周知する。

③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1mの対人距離を確保するよう利用者に周知する。
- ・各会議室・展示場の一人あたりの専有面積最低3㎡以上を確保した人数以上の利用は行わないよう利用者に周知する。※制限は同時に入場する人数であり異なる時間帯に来場する延べ人数ではない。
- ・利用者と打合せの際には近距離での会話を避け、会場利用料金の精算時はアクリル板で遮蔽した窓口で対応する。
- ・近距離での会話や発声を避けるよう、会館掲示場所に案内を表示する。

【その他の感染防止対策】

④手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に手指消毒、手洗いを実施する。
- ・正面玄関入口に利用者用の消毒用品を設置し、手指の消毒・手洗いをするよう案内を表示する。
- ・トイレに消毒用品を設置して案内を表示する。

⑤体調チェック

- ・職員は毎日出勤前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ・発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）嘔吐・下痢等の症状があれば来場しないように呼びかけるとともに原則として、入口で来場者への体調確認を行うよう利用者に周知する。

- ・来場者全員に来場前に検温を行うよう呼びかけを行うことと、検温を忘れた来場者に対しては入口で検温を行うよう利用者に周知する。

⑥トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・ハンドドライヤー等は設置しない。利用者にハンカチを持参するよう周知する。

⑦休憩スペース（フロア）のリスク軽減

- ・休憩用のソファの使用可能な場所は1 m間隔をあけて座るように注意書きを行い、密集、密接を避けることを表示する。
- ・フロアは来場者の滞留を避け、他の利用者が利用している場合はその時間を避けることを利用者に周知する。
- ・フロアは30分に1回、5分程度正面玄関、窓を開けて換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

⑧喫煙スペース（会館の外に設置）の使用制限

- ・一度に利用する人数を減らし、人と人との距離を保つなどにより、3密を避けるよう利用者に周知する。

⑨清掃・消毒

- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所をアルコール消毒液等により事務局営業日につき1回以上、清拭消毒する。

<高頻度に接触する什器・備品・部位等>

事務所 机、椅子の手すり、電話、キーボード、電気のスイッチ、

会議室 テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、マイク設備

ホワイトボードマーカー等

- ・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑩周知方法 当組合ホームページ、当会館内案内板にガイドラインを表示する。

⑪チェックリストの確認

ガイドラインを遵守しているか実施状況のチェックリストを作成して事務局営業日に記入する。その内容を保存して要請があれば提示する。

附則

- 1 このガイドラインは令和2年6月3日から施行する。
- 2 このガイドラインは令和2年6月19日から施行する。
- 3 このガイドラインは令和3年5月21日から施行する。
- 4 このガイドラインは令和5年3月23日から施行する。